

■申請方法	教育職員免許法 別表第3
■取得内容	幼稚園、小学校、中学校、高等学校 の教諭免許状について、 実務経験を活かして2種免許状を1種免許状（1種免許状を専修免許状）に 上進する場合
■主な取得要件	2種（又は1種）免許状を取得した後の教員としての実務経験と修得した単位

	書 類	備 考
1	教育職員免許状検定申請書	・大阪府ホームページからダウンロードできます。
2	①人物・身体検定に関する証明書 （現職の教員の方） ②身体に関する証明書 （現に教員ではない方） 【証明日から3か月以内のもの】	・大阪府ホームページからダウンロードできます。 ・①は所属長（学校長）又は実務証明責任者（市町村教育委員会等）から証明を受けてください。 ・②は公共医療機関、一般開業医、学校医から証明を受けてください。
3	実務に関する証明書 【証明日から3か月以内のもの】	・大阪府ホームページからダウンロードできます。 ・所属長（学校長）及び実務証明責任者から証明を受けてください。
	■必要な実務経験年数 基礎免許状による実務経験が必要です。 （例）中学校（英語）1種免→専修免の場合、中学校（英語）1種免での実務経験が3年以上	
	取得しようとする免許状と実務経験	・実務経験は講師経験でも可能 週当たり10時間以上の持ち時間で常勤換算します。 （例）週当たり5時間12か月勤務⇒6か月の実務経験
	専修免許状	3年以上
	1種、2種免許状	5年以上
4	学力に関する証明書 【発行日から6か月以内のもの】 ※認定講習、認定公開講座の証明書については、発行日に関係なく申請にお使いいただけます。	・大学等で入手してください。 ・「成績証明書」ではありませんのでご注意ください。 ・申請する免許状の取得に必要な単位のすべてが確認できる証明書が必要です。（例 複数大学で単位を修得した場合はそのすべての大学の証明書が必要）
5	宣誓書（現職の教員の方は不要）	・大阪府ホームページからダウンロードできます。
6	すでに教員免許状をお持ちの方は、全ての教員免許状の原本とコピー（紛失している場合は授与証明書の原本）	
7	戸籍抄本もしくは戸籍謄本 （上記証明書類等に記載の氏名・本籍地 都道府 県名が申請時と異なる場合） 【発行日から6か月以内のもの】	・本籍地のある市区町村役場で入手してください。 戸籍抄本・謄本等は、2から6までの書類に記載されている氏名・都道府県本籍地の戸籍から、変更後（申請時点）の氏名・都道府県本籍地の戸籍までの経緯を確認できるものがが必要です。
8	郵便切手 460円	・免許状を簡易書留でお送りするためのものです。
9	手数料 免許状1枚につき5,600円	・申請にかかる手数料です。現金でご用意いただき書類審査の後、納付窓口にて納付していただきます。

※すでに学士資格を取得している方が2種免許から1種免許に上進する場合は、上記に加え、「大学の卒業証明書」（発行日から6か月以内のもの）を提出してください。